

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県財務規則の一部を改正する規則
(以上県例規集掲載)

税務課

会計課

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第十九号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二を削る。

第八条中「第二百二条第二項」を「第二百二条第四項」に、「第一百十三条第二項」を「第一百十三条第四項」に改める。

第二十一条の二の二から第二十一条の四までを削る。

第二十一条の二の見出しを「（自動車取得税の減免の対象）」に改め、同条第一項中「第九十二条第二項に規定する」を「第二百二条第一項第一号の」に改め、同条第二項中「第九十二条第二項に規定する」を「第二百二条第一項第二号の」に改め、同条に次の一項を加える。

3 条例第二百二条第一項第五号の構造上身体障害者等の利用に供する自動車であつて規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。

一 自動車の登録番号のうち分類番号（自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第十三条第一項第二号の分類番号をいう。次号及び第二十九条の六第一項第二号において同じ。）が同令別表第二の六の項の下欄に掲げるものであつて、自動車検査証の車体の形状の欄が次のいずれかに該当する自動車

イ 車いす移動車

ロ 入浴車

ハ 身体障害者輸送車

二 次のいずれにも該当する自動車

イ 身体障害者等と生計を一にする者が当該身体障害者等のために運転する自動車であつて、当該身体障害者等が取得するもの（当該身体障害者等が自動車を取得できないことについて特別の事情があると知事が認める場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者が取得するものを含む。）

ロ 自動車の登録番号のうち分類番号が自動車登録規則別表第二の三の項又は五の

項の下欄に掲げるものであつて、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と記載されている自動車

ハ 知事が別に定める構造を有する自動車

三 構造上専ら身体障害者等が運転するための自動車であつて、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に事業用と記載されているもの

四 乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないバスのうち知事が別に定める構造を有するもの

第二十一条の二を第二十一条の四とし、第二章第五節中同条の前に次の二条を加える。

(自動車の付加物明細書)

第二十一条の二 自動車を取得した者は、条例第九十七条第一項の申告書、同条第三項の修正申告書又は同条第四項の報告書を知事に提出する際に、自動車の付加物明細書を添付しなければならない。

(納税済印の押印)

第二十一条の三 知事は、条例第九十八条第二項の規定による現金の納付を受けた場合(条例第三条の二の規定により同条に規定する電子情報処理組織を使用して納付された場合を除く。)は、条例第九十七条第一項の申告書又は同条第三項の修正申告書に納税済印を押印するものとする。

第二十一条の四の二を次のように改める。

(自動車取得税の減免の額)

第二十一条の四の二 条例第二百二条第二項の規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 条例第二百二条第一項第一号から第四号までに掲げる自動車 当該自動車の取得価額と三百万円(身体障害者等が運転し、又は身体障害者等の利用に供するための特別の構造を設けている自動車については、取得価額のうち当該特別の構造を設けるために要した費用に相当する額を三百万円に加算した額)とのいずれか少ない額(当該額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)に当該自動車に係る自動車取得税額の算定に用いた税率を乗じて得た額(当該額に百円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)

二 条例第二百二条第一項第五号に掲げる自動車(前条第三項第一号及び第二号に掲げる自動車に限る。)及び条例第二百二条第一項第六号に掲げる自動車 当該自動車に

係る自動車取得税額に相当する額

三 条例第百二条第一項第五号に掲げる自動車（前条第三項第三号及び第四号に掲げる自動車に限る。） 取得価額のうち身体障害者等が運転し、又は身体障害者等の利用に供するための特別の構造を設けるために要した費用に相当する額（当該額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）に当該自動車に係る自動車取得税額の算定に用いた税率を乗じて得た額（当該額に百円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

四 条例第百二条第一項第七号に掲げる自動車 知事が別に定める額

第二十一条の四の二の次に次の二条を加える。

（条例第百二条第三項に規定する自動車）

第二十一条の四の三 条例第百二条第三項に規定する規則で定める自動車は、第二十一条の四第三項第一号、第三号及び第四号に掲げる自動車とする。

（自動車取得税の減免手続）

第二十一条の四の四 条例第百二条第四項の規定による減免の申請は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに行わなければならない。

一 条例第百二条第一項第一号から第四号までに掲げる自動車 当該自動車の取得の日から一月を経過する日

二 条例第百二条第一項第五号及び第六号に掲げる自動車 当該自動車の取得の日

三 条例第百二条第一項第七号に掲げる自動車 知事が別に定める日

2 条例第百二条第四項の規定により減免に係る申請書（同条第一項第一号から第四号まで及び第二十一条の四第三項第二号に掲げる自動車の取得に係るものに限る。）を提出する者は、当該申請書の提出の際に、当該自動車を運転する者の運転免許証及び当該減免に係る身体障害者等が交付を受けている次に掲げる書類（同条第一項及び第二項に規定する障害の程度に該当するものに限る。）を提示しなければならない。

一 身体障害者手帳

二 戦傷病者手帳

三 療育手帳

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第

四十五条第二項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（第二十九条の八第二項第四号において「精神障害者保健福祉手帳」という。）

3 知事は、前項の規定により同項各号に掲げる書類の提示を受けたときは、当該書類に自動車取得税減免申請済印を押印するものとする。

第二十一条の五の表中一の項から四の項までを削り、五の項を一の項とし、同表六の項中「第二十一条の四」を「第二十一条の二」に改め、同項を同表二の項とし、同表七の項中「第二十一条の四の二」を「第二十一条の三」に改め、同項を同表三の項とし、同表中八の項を四の項とし、同表に次のように加える。

五	自動車取得税減免申請済印	第二十一条の四の四	第七十三号の二
		第三項	

第二十七条の二を削り、第二章第六節中第二十七条の三を第二十七条の二とする。

第二十八条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「条例第百六条第四項」に改め、同項を同条とする。

第二十九条の見出し中「第百六条第六項」を「第百六条第五項」に改め、同条中「第百六条第六項に規定する規則で定める」を「第百六条第五項の規定により設ける」に改める。

第二十九条の五の次に次の三条を加える。

(自動車税の減免の対象)

第二十九条の六 条例第百十三条第一項第五号の構造上身体障害者等の利用に供する自動車であつて規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。

- 一 第二十一条の四第三項第一号に掲げる自動車
- 二 次のいずれにも該当する自動車

イ 身体障害者等と生計を一にする者が当該身体障害者等のために運転する自動車であつて、当該身体障害者等が所有するもの（当該身体障害者等が自動車を所有できないことについて特別の事情があると知事が認める場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者が所有するものを含む。）

ロ 自動車の登録番号のうち分類番号が自動車登録規則別表第二の三の項又は五の項の下欄に掲げるものであつて、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と記載されている自動車

ハ 知事が別に定める構造を有する自動車

2 条例第百十三条第一項第八号に規定する規則で定める自動車は、次の各号のいずれにも該当する自動車とする。

一 賦課期日において販売することを目的とする自動車として所有するものであること。

二 道路運送車両法第四条の規定による登録について、所有者及び使用者が同一であること。

三 知事が別に定める要件を満たすものであること。

(条例第百十三条第三項に規定する自動車)

第二十九条の七 条例第百十三条第三項に規定する規則で定める自動車は、前条第一項第一号に掲げる自動車とする。

(自動車税の減免手続)

第二十九条の八 条例第百十三条第四項の規定による減免の申請は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに行わなければならない。

一 条例第百十三条第一項第一号から第四号までに掲げる自動車 条例第百九条に規定する納期の末日(次号及び第三号において「納期限」という。)(条例第百九条の二第二項の規定の適用があつては、当該自動車の取得の日から一月を経過する日)

二 条例第百十三条第一項第五号及び第七号に掲げる自動車 納期限(条例第百九条の二第二項の規定の適用がある自動車にあつては、当該自動車の取得の日)

三 条例第百十三条第一項第八号に掲げる自動車 納期限

四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 知事が別に定める日

2 条例第百十三条第四項の規定により減免に係る申請書(同条第一項第一号から第四号まで及び第二十九条の六第一項第二号に掲げる自動車に係るものに限る。)を提出する者は、当該申請書の提出の際に、当該自動車を運転する者の運転免許証及び当該減免に係る身体障害者等が交付を受けている次に掲げる書類(第二十一条の四第一項及び第二項に規定する障害の程度に該当するものに限る。)を提示しなければならない。ただし、知事が特別の事情により提示を要しないと認める場合は、この限りでない。

一 身体障害者手帳

二 戦傷病者手帳

三 療育手帳

四 精神障害者保健福祉手帳

3 知事は、前項の規定により同項各号に掲げる書類の提示を受けたとき（条例第一百三条第一項の規定の適用を受けようとする当該自動車について初めて同条第四項の規定による減免を申請する場合に限る。）は、当該書類に自動車税減免申請済印を押印するものとする。

4 条例第一百十三条第五項の継続申請書は、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

第三十条の表四の項を削り、同表三の項中「第六十八号」を「第八十七号の二」に改め、同項を同表四の項とし、同表二の項を削り、同表一の項中「第六十六号」を「第八十七号」に改め、同項を同表三の項とし、同項の前に次の二項を加える。

一	納税済印	条例第九十九条の二第二項	第七十二号
二	自動車税減免申請済印	第二十九条の八第三項	第七十三号の二

第三十条の表五の項中「第六十九号」を「第八十七号の三」に改め、同表中六の項及び七の項を削り、八の項を六の項とし、九の項から十二の項までを二項ずつ繰り上げる。

様式第十一号（その五：自動車税用）を様式第十一号（その六：自動車税用）とし、様式第十一号（その四：自動車取得税・自動車税用）を様式第十一号（その五：自動車取得税・自動車税（身体障害者等以外）用）とし、様式第十一号（その三：不動産取得税用）の次に次の様式を加える。

平成31年3月29日 岡山県公報 号外

様式第11号（その4…自動車取得税・自動車税（身体障害者等）用）（第14条関係）

自動車取得税 自動車税 減免申請書（身体障害者等用）		登録番号 （車両番号）		岡山 倉敷		
		受付印				
年 月 日						
岡山県 県民局長 殿						
自動車取得税 自動車税 減免の申請をします。						
自動車取得税について、岡山県税条例（昭和29年岡山県条例第37号）第102条第4項の規定により、 第113条第4項						
申請者 （納税義務者）	住所					
	フリガナ					
	氏名	④ 身体障害者等との関係 （ ）				
	生年月日	年 月 日	電話番号			
自動車 検査証	所有者 住所	□申請者に同じ		氏名	□申請者に同じ	
	使用者 住所	□申請者に同じ		氏名	□申請者に同じ	
	登録（交付）年月日	年 月 日	有効期間満了年月日	年 月 日		
	主たる定置場 （使用の本拠の位置）	□申請者の住所に同じ				
	登録（届出）区分	□新規（□新車 □中古車） □移転 □変更 □転入				
この申請前に 減免を受け、 又は課税を免除 されていた 自動車、軽自 動車等	□有 □無		有の場合			
			登録番号 （車両番号）	□名義変更済 （ 年 月 日） □抹消登録（自動車検査証返納）済 （ 年 月 日）		
税額等	自動車取得税			自動車税（ 年度分）		
	税額	円	適用税率 ※	税額	円	税率 ※
	減免額の算定の基礎となる額	※ 円	減免額	※ 円	減免額	※ 円
			差引額	※ 円	差引額	※ 円
住所	□申請者に同じ					
フリガナ						
氏名	□申請者に同じ					

平成31年3月29日 岡山県公報 号外

		(生年月日 年 月 日)		
身体障害者等 障害の程度	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 級 (手帳番号 第 号) 【障害名】 (年 月 日交付)			
	<input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 項症・款症			
	<input type="checkbox"/> 療育手帳 A 次の判定 <input type="checkbox"/> 要 (年 月) (手帳番号第 号) <input type="checkbox"/> 不要 (年 月 日交付)			
	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 (受給者番号) (年 月 日まで有効) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 1級 (手帳番号) (年 月 日まで有効)			
	認定 ※ 身 (級)・戦・療・精			
自動車運転者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ		
	フリガナ			
	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ (生年月日 年 月 日)		
	運転免許証	種類 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 準中型 <input type="checkbox"/> 普通	有効期限 年 月 日まで有効 条件等	確認 ※ 現車 書面
生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合(岡山県税条例第102条第1項第3号若しくは第4号又は第113条第1項第3号若しくは第4号に該当する場合)	使用目的	<input type="checkbox"/> 通学 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 通所 <input type="checkbox"/> 生業 <input type="checkbox"/> その他()		
	学校, 病院, 施設等	所在地		
		名称		
		電話番号		
		この申請に係る自動車を身体障害者等の通学等のために運転する1月当たりの平均日数		日
添付書類	<input type="checkbox"/> 使用目的証明書 <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し <input type="checkbox"/> 生計が同一であることを証する書類 <input type="checkbox"/> その他()			
この申請に関する問い合わせ先	住所	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ (電話番号)		
	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ		

※印の欄には記入しないこと。

平成31年3月29日 岡山県公報 号外

様式第六十六号から様式第六十九号までを次のように改める。

様式第66号から様式第69号まで 削除

様式第七十三号の次に次の一様式を加える。

平成31年3月29日 岡山県公報 号外

様式第73号の2（第21条の5，第30条関係）

自動車取得税 自動車税 減免申請済 (登録番号又は車両番号) 年 月 日	15mm
45mm	

平成31年3月29日 岡山県公報 号外

様式第八十七号を次のように改める。

平成31年3月29日 岡山県公報 号外

様式第87号（第30条関係）

自動車税課税免除申告書			
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>		所有者（使用者）の 住所又は所在地	
年 月 日 岡山県 県民局長 殿		所有者（使用者）の 氏名又は名称	⑩
岡山県税条例（昭和29年岡山県条例第37号）第106条第4項の規定により，自動車税の課税免除について申告します。			
登録年月日	年 月 日	登録番号	
車名及び型式		乗車定員	人
車台番号		総排気量又は定格出力	ℓ kW
自動車の主たる定置場（使用の本拠の位置）		最大積載量	t
		使用開始年月日	年 月 日
教育練習	教育練習の用に供する場所		
	指導者氏名		
	教育を受ける学生又は生徒の人員		人
	1週間のうち教育練習の用に供する時間		
無料貸与	使用者の所在地		
	使用者の名称		
	所有者の県内の主たる事務所等の所在地		
社会福祉事業又は更生保護事業	所有者（使用者）の行う事業の種類		
	自動車の使用目的		
備考	添付書類		

平成31年3月29日 岡山県公報 号外

様式第八十七号の次に次の二様式を加える。

平成31年3月29日 岡山県公報 号外

様式第87号の2（第30条関係）

自動車税課税免除該当通知書

第 号
年 月 日

住所

氏名 殿

岡山県 県民局長



年 月 日付けで課税免除の申告のあった、あなたの所有（使用）する自動車（登録番号）は、岡山県税条例（昭和29年岡山県条例第37号）第106条第 項第 号の規定に該当することを承認したので通知します。

なお、当該自動車に係る自動車税は 年 月分から免除になります。

- この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます。
- 審査請求を行う場合は、この処分を行った県民局長を経由して審査請求書を提出することができます。
- 地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の12の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

平成31年3月29日 岡山県公報 号外

様式第87号の3 (第30条関係)

自動車税課税免除非該当通知書	
住所 氏名	第 号 年 月 日 殿
	岡山県 県民局長 印
年 月 日付けで課税免除の申告のあった、あなたの所有（使用）する自動車（登録番号）は、次の理由により岡山県税条例（昭和29年岡山県条例第37号）第106条第 項第 号に規定する自動車に該当しないので通知します。	
（理由）	
<ol style="list-style-type: none">この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求を行う場合は、この処分を行った県民局長を経由して審査請求書を提出することができます。地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の12の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、この処分の取消しの訴えを提起することができません。	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

平成31年3月29日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第二十号

岡山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県財務規則の一部を改正する規則

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第一項ただし書中「補助金」を削る。

附則第十三項の見出し中「等」を削る。

別表第四の十九の項中「利子補給金」を「補助金のうち交付の対象となる事務若しくは事業の実績に基づき精算額で交付の決定を受けたもの又は利子補給金」に改める。

様式第二十五号(1)(表)、(2)及び(3)中「表」を「表」を「表」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。